

くらしの安心情報

情報ファイル NO.63

平成 21 年 5 月 12 日

“全国消費生活相談センター”から「消費料確認通知書」と書かれたハガキが届いた！身に覚えがない内容なのですが…。

相談内容

【相談者 70代 男性】

“全国消費生活相談センター”から、「消費料金が未払いなので、管轄裁判所に訴状申請した。連絡なき場合、裁判所からの呼出状送達後に出廷となる。」と、身に覚えのない内容のハガキが届いた。公的機関からの通知のようなので、驚いてハガキに書いてある連絡先に電話したが、つながらなかった。どうすればよいか。

対処方法

これは、“振込め詐欺”の一つである「架空請求」の相談です。何らかの名簿を入手した悪質業者が、ハガキや電子メールなどで、手当たり次第に根拠のない請求を送ったものと思われます。「訴訟」「強制執行」などの脅し文句や、公的機関のような名称が書いてあることもあります。

- ・ 相談者には、「身に覚えがなければ、支払わずに放置し、自分から絶対に連絡しないこと、個人的な情報を知らせないこと」を助言しました。証拠となるハガキ・電子メールなどは保存しておきましょう。
- ・ “振込め詐欺”には他に「還付金等詐欺」などがあり、最近では定額給付金を狙った手口も報告されています。公的機関が、還付金や手数料等の振込みの手続きに、金融機関の ATM の操作を求めることはありません。
- ・ 不審なハガキや封書、電子メールが届いたら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。また、万一支払ってしまった場合や、根拠のない悪質な取立ての場合は、警察に相談してください。

身に覚えがなければ無視！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)